

## 板橋区喫煙マナーアップ推進員設置要綱

(平成17年4月19日区長決定)

(平成30年3月30日資源環境部長決定)

(改正 令和3年3月4日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、吸い殻等のポイ捨てや歩きたばこ等迷惑喫煙の防止を図り、清潔で快適な生活環境の確保に寄与するため、喫煙マナーアップ推進員（以下「推進員」という。）を置くことについて、必要な事項を定めるものとする。

### (推進員の要件)

第2条 推進員は、次に掲げる要件を有している者とする。

- (1) 年齢満18歳以上であること。
- (2) 区内に在住、在勤又は在学していること。
- (3) 月2回以上活動することができること。

### (委嘱)

第3条 区長は、公募により推進員を募集し、申請のあった者のうち、相当と認める者を推進員として委嘱する。

### (任期)

第4条 推進員の任期は、2年又は区長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (解嘱)

第5条 推進員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、区長は委嘱を解くものとする。

- (1) 本人から辞退の申し出があったとき。
- (2) その他、区長が委嘱を解く必要があると認めたとき。

### (推進員の活動)

第6条 推進員は、次のいずれかに該当する活動を行うものとする。

- (1) 歩きたばこ等迷惑喫煙を防止するための啓発活動
- (2) 吸い殻等散乱ごみの清掃活動
- (3) 区が実施する路上喫煙対策事業への協力活動
- (4) 路上禁煙地区内での路上喫煙者に対する啓発活動
- (5) その他区長が特に必要と認めること

### (腕章の着用等)

第7条 推進員は、前条に掲げる活動をするにあたっては、区が貸与する腕章を着用するとともに、板橋区喫煙マナーアップ推進員証（別記第1号様式）を携帯することとする。

### (推進員の報酬)

第8条 推進員の報酬は、無報酬とする。

### (報告)

第9条 推進員は、活動状況について、板橋区喫煙マナーアップ推進員活動報告書（別記第2号様式）により、年2回（10月31日及び翌年度の4月30日までに）区長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 推進員に関する庶務は、資源環境部資源循環推進課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進員について必要な事項は、資源環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年4月19日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に推進員に委嘱されていた者であって、同日までに任期が終了しない者の当該任期は、同日に終了したものとみなす。

別記第1号様式（第7条関係）

（表面）

|   |        |
|---|--------|
| 第 号   |        |
| 板橋区喫煙マナーアップ推進員証                                     |        |
| 氏名  |        |
|   | 年 月 日生 |
| 上記の者は、板橋区喫煙マナーアップ推進員設置要綱に基づく喫煙マナーアップ推進員であることを証明します。 |        |
| 年 月 日   |        |
| 東京都板橋区長   |        |

（裏面）

|  |
|--|
| 1 推進員は、活動するときは、常にこの証を携帯すること。                       |
| 2 活動にあたり板橋区喫煙マナーアップ推進員であることを示す必要のあるときは、<br>掲示すること。 |
| 3 この証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。                         |
| 4 推進員の身分を失ったときは、直ちにこの証を返還すること。                     |
| 5 この証の有効期限は、 年 月 日までとする。                           |

